

NPO 法人川西スポーツクラブ内規約

第1章 総 則

(名称及び位置)

第1条 本クラブは、NPO 法人川西スポーツクラブ（以下「本クラブ」という）と称し、事務局は奈良県磯城郡川西町大字結崎 1287-1 川西町立中央体育館内に置く。

(目 的)

第2条 本クラブは、会員が心豊かで健康的な生活維持を図り、併せて、会員相互の交流を促進し、スポーツの振興とふれあいのある明るい地域社会を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 本クラブは、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ活動の推進及びメニューの開発
- (2) スポーツサークル・競技クラブ等の育成
- (3) 主催大会・研修会の開催
- (4) スポーツ・文化活動及びまちづくり等におけるボランティア活動の推進
- (5) 会員相互交流の促進
- (6) その他本クラブに必要な事業

第2章 会 員

(クラブ会員)

第4条 本クラブは、本クラブの目的に賛同し、入会資格の要件を満たす者をもって構成する。

(入会資格)

第5条 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同するもの。入会をもって賛同したものとする。
- (2) 本クラブの定める諸規定を遵守するものであること。
- (3) その他、必要な事項は、理事会で別に定める。

(入会手続)

第6条 本クラブに入会を希望する者は、入会申込書に記入の上、所定の手続きを行うこと。また、入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会 費 等)

第7条 会費等は次の各号をいう。

- (1) 年間登録費（スポーツ保険料込み）
- (2) 教室年間登録費
- (3) その他必要な経費

(会費等の不返還・徴収)

第8条 一旦入金した年会費、教室年間登録費および分割契約分においても、理由の如何を問わず返還しない。また、分割契約分残額は12月末までに徴収する。

(資格の喪失)

第9条 第5条、第6条、第7条及び第8条の要件に満たない会員は資格を喪失するものとする。

第3章 組 織

(役 員)

第10条 本クラブに次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------|---------------------------------------|
| (1) 理事 | 5以上～7名未満 |
| (2) 正会員 | 40名未満
(正会員になるには理事半数以上の承認がなければならない) |
| (3) 会計（理事兼務可） | 1名 |
| (4) 監事（理事以外とし正会員から選任する） | 3名未満 |

(役員会の会費)

第11条 役員会の会費等は次の各号をいう。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 正会員費 | (会員費とは別途) |
| (2) 理事費 | (正会員費とは別途) |

本条件に満たない会員は資格を喪失するものとする。

(理事の選任)

第12条 第10条の理事は正会員の中から立候補及び推薦し選挙にて選任、総会の承認を得る。

(顧問の設置)

第13条 本クラブに顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推挙し、本クラブの諮問に応じ助言する。

(任 期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ補欠役員を臨時総会において選出する。必要かは理事にて決定する。補充した場合の任期は、前任役員の前任期とする。

(事務局)

第15条 本クラブの運営に事務局として次の有給職員を雇用する。

- | | | |
|-----------------|---------|-----|
| (1) クラブマネジャー | (常勤) | 1名 |
| (2) アシスタントマネジャー | (常勤) | 1名～ |
| (3) 事務職員 | (週2、3日) | 1名～ |

(有給職員の雇用)

第16条 有給職員の雇用任期は1年とする。ただし再任は妨げない

2 雇用に関してはクラブで定める雇用契約書、業務規則に準ずる。

3 有給職員に欠員が生じたときは、理事にて採用試験を行い選出し臨時総会において雇用を決定し契約する。ただし、この場合の任期は、前任職員の前任期とする。

(役 務)

第17条 役員及び有給職員の役務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本クラブの代表者としての役割を担い、総括する。
- (2) クラブマネジャーは、理事を補佐し、理事に事故あるときはその職務を代理する。
また、本クラブの総監督の役割を担い、運営にあたる。
- (3) アシスタントマネジャーは、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジャーが事故あるときはその職務を代理する。また、事務局を総括し運営にあたる。
- (4) 事務職員は、アシスタントマネジャーの補佐し会計事務を担当する。
- (5) 理事は、クラブの会務を執行する。
- (6) 会計は、本クラブの会計事務を担当する。
- (7) 監事は、会計を監査する。

第4章 会 議

(会 議)

第18条 本クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営部会
- (4) 事業部会
- (5) 広報部会

(総会・臨時総会)

第19条 総会は本クラブの正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、理事が必要と認めたとき又は正会員の3分の2以上の要求があった時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、理事が召集するものとする。
- 3 総会の議長は、正会員の中から選出する。
- 4 総会は、次の案件について、正会員が採決および承認する機関とする。
 - (1) 本クラブの事業に関すること。
 - (2) 定款および内規約に関すること。
 - (3) 予算および決算に関すること。
 - (4) 役員承認に関すること。
 - (5) その他必要と認められる事項。
- 5 総会の決議は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成し、随時開催により会務を掌理する。

- 2 理事会は、代表が召集するものとする。
- 3 理事会は、各部会で協議された事項を総括する。
- 4 理事会は、総会で審議する事項を事前審議する。

(部 会)

第21条 本クラブには次の部会を設置し、各部担当理事がそれぞれの部会を招集する。

- (1) 運営部会
- (2) 事業部会
- (3) 広報部会
- 2 各部会は理事および正会員によって構成し、各部担当理事はこれの議長とする。
- 3 各部会は組織図に準ずる。
- 4 部理事は部会を統括し、その協議内容を理事会に報告する。

第5章 会 計

(資 金)

第22条 本クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業などによる収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資金の管理)

第23条 本クラブの資金は、理事会が管理する。

(会計年度)

第24条 本クラブの会計年度、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第25条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定および施設管理者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ、施設管理者および指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の対応)

第26条 本クラブは、活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第7章 細 則

(細 則)

第27条 この規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、理事会の決議により定める。

(規約の改正)

第28条 この規約は、総会の決議によって改正する。

附 則

本規約は、平成23年1月18日より施行する。

(発足当初の役員)

クラブの発足当初の役員は、本規約第10条の規定に関わらず、NPO法人川西スポーツクラブ設立準備委員会で選出した者とし、一任期終了時以降は、本規約第11条の規定により選出するものとする。

入会および会費に関する細則

第1条 入会

規約第6条の入会申込書は別紙様式とする。

第2条 年会費

年会費は次のとおりとする。(スポーツ保険料込み)

個人会費 (町内)	年	2,000 円 (就学前幼児)
	年	3,500 円 (小学生以上中学生以下)
	年	5,000 円 (高校生以上59歳以下)
	年	2,500 円 (60歳以上)
個人会費 (町外)	年	3,500 円 (就学前幼児)
	年	6,500 円 (小学生以上中学生以下)
	年	8,500 円 (高校生以上59歳以下)
	年	4,000 円 (60歳以上)

2 クラブ運営としてのクラブアドバイザー及びスポーツサポートとしてサポート会員をおく。

クラブアドバイザー (会員の中の賛助会員であり理事が必要と認めた方に限る)

サポーター会員 年 2,000 円 (幼児のサポート及びクラブ指導者)

3 正会員および理事費は次のとおりとする。

正会員費 年 2,000 円 (年会費別途)

理事費 年 12,000 円 (年会費、正会員費別途)

4 当クラブの目的に協賛いただく費用を別途定める。

賛助会員 個人 一口 5,000 円

団体 一口 10,000 円

第3条 納入

会費は入会時(毎年)に納入するものとする。

第4条 施行日

本細則は、平成23年3月22日から施行する。

部会および事務局職務に関する細則

第1条 部会の職務は、次のとおりとする。

1 総務部会

- (1) クラブの予算執行管理に関すること。
- (2) クラブ広報誌の発行に関すること。
- (3) クラブの啓発・PR・クラブホームページに関すること。
- (4) ボランティアスタッフの登録管理に関すること。
- (5) クラブ会員の登録管理に関すること。
- (6) 会員のスポーツ安全保険に関すること。
- (7) 他団体に対しての交渉・交流に関すること。

2 運営部会

- (1) 各クラブの運営に関すること。
- (2) 各クラブの加入促進に関すること。
- (3) 各クラブの会計に関すること。
- (4) スポーツメニュー等の指導に関すること。
- (5) 指導者間の連絡調整に関すること。
- (6) 指導者の資質向上・研修に関すること。

3 事業部会

- (1) スポーツメニュー編成、実施内容、円滑運営実施に関すること。
- (2) イベントの内容や実施に関すること。
- (3) クラブの加入促進に関すること。

第2条 事務局の職務は、次のとおりとする。

(1) クラブの庶務に関すること。

(2) クラブの会計に関すること。

第3条 施行日

本細則は、平成23年3月22日から施行する。